

奈良市公報

第99号

令和5年7月3日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

| 月 | 日 | 番号 | 件名 | 主管 |
|---|----|----|----------------|-------|
| 6 | 12 | 17 | 奈良市公報号外第20号に掲載 | 議会総務課 |

告 示

| 月 | 日 | 番号 | 件名 | 主管 |
|---|----|-----|-------------------------------|----------|
| 6 | 1 | 275 | 財政状況の公表 | 財政課 |
| 6 | 1 | 276 | 公営企業の業務状況の公表 | 財政課 |
| 6 | 1 | 277 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 6 | 1 | 278 | 令和5年度国民健康保険料の保険料率の決定 | 国保年金課 |
| 6 | 1 | 279 | 令和5年度国民健康保険料の減額の額の決定 | 国保年金課 |
| 6 | 5 | 280 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 | 介護福祉課 |
| 6 | 5 | 281 | 介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の指定 | 介護福祉課 |
| 6 | 6 | 282 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 6 | 7 | 283 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 6 | 7 | 284 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業の廃止 | 介護福祉課 |
| 6 | 7 | 285 | 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業の廃止 | 介護福祉課 |
| 6 | 7 | 286 | 放置自転車等の保管 | 環境政策課 |
| 6 | 7 | 287 | 放置自転車等の処分 | 環境政策課 |
| 6 | 7 | 288 | 令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達 | 資産税課 |
| 6 | 8 | 289 | 道路の位置指定 | 建築指導課 |
| 6 | 8 | 290 | 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出 | 地域づくり推進課 |
| 6 | 8 | 291 | 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出 | 地域づくり推進課 |
| 6 | 8 | 292 | 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出 | 地域づくり推進課 |
| 6 | 9 | 293 | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 | 市民課 |
| 6 | 12 | 294 | 大和都市計画下水道の変更案の公衆縦覧 | 都市計画課 |
| 6 | 12 | 295 | 電線共同溝を整備すべき道路の指定 | 土木管理課 |
| 6 | 12 | 296 | 住居番号の設定 | 市民課 |
| 6 | 12 | 297 | 令和2年度市・県民税納税通知書の公示送達 | 市民税課 |
| 6 | 14 | 298 | なら工芸館の臨時休館 | 産業政策課 |

| | | | | |
|----------------------|----|-----|----------------------------|----------|
| 6 | 15 | 299 | 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出 | 地域づくり推進課 |
| 6 | 15 | 300 | 地縁による団体の認可 | 地域づくり推進課 |
| 6 | 15 | 301 | 開発行為に関する工事の完了 | 開発指導課 |
| 訓 令 甲 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件名 | 主 管 |
| 6 | 12 | 5 | 奈良市号外第20号に掲載 | 人事課 |
| 公 営 企 業 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
| 6 | 1 | 35 | 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 | 下水道事業課 |
| 教 育 委 員 会 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
| 6 | 13 | 6 | 奈良市公報号外第20号に掲載 | 教育政策課 |
| 選 挙 管 理 委 員 会 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | |
| 6 | 1 | 25 | 選挙権を有する者の50分の1の数等 | |
| 6 | 1 | 26 | 選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況 | |
| 農 業 委 員 会 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | |
| 6 | 7 | 7 | 農業委員会総会の招集 | |
| 災 害 対 策 本 部 | | | | |
| 月 | 日 | 番号 | 件 名 | 主 管 |
| 6 | 14 | 1 | 奈良市公報号外第20号に掲載 | 危機管理課 |
| 正 誤 表 | | | | |
| 正誤表 | | | | |

告

示

奈良市告示第275号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和61年奈良市条例第2号）の規定により、令和5年3月31日現在の本市の財政状況を次のとおり公表する。

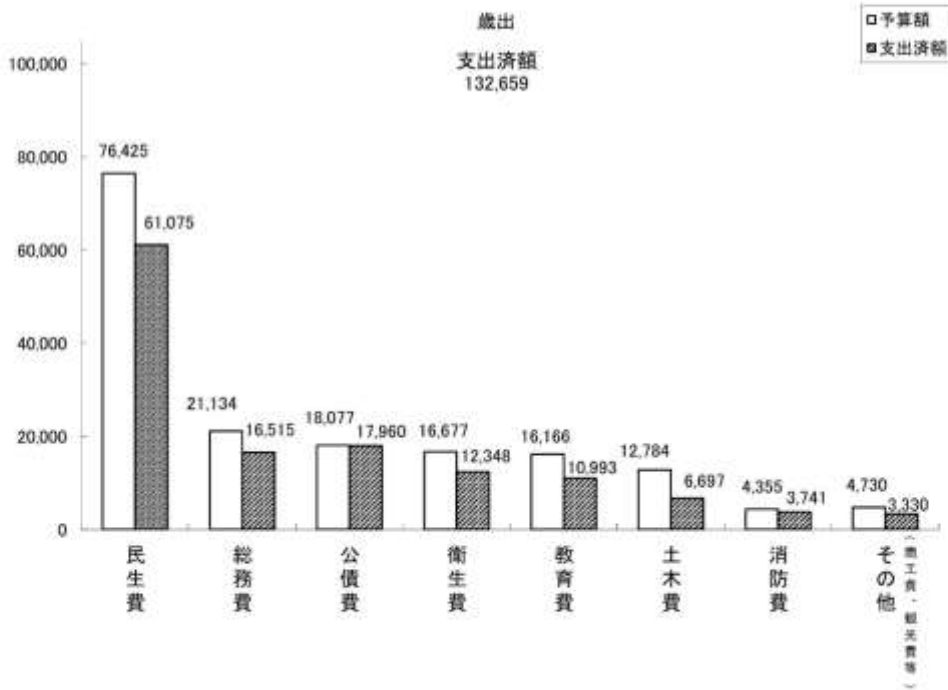
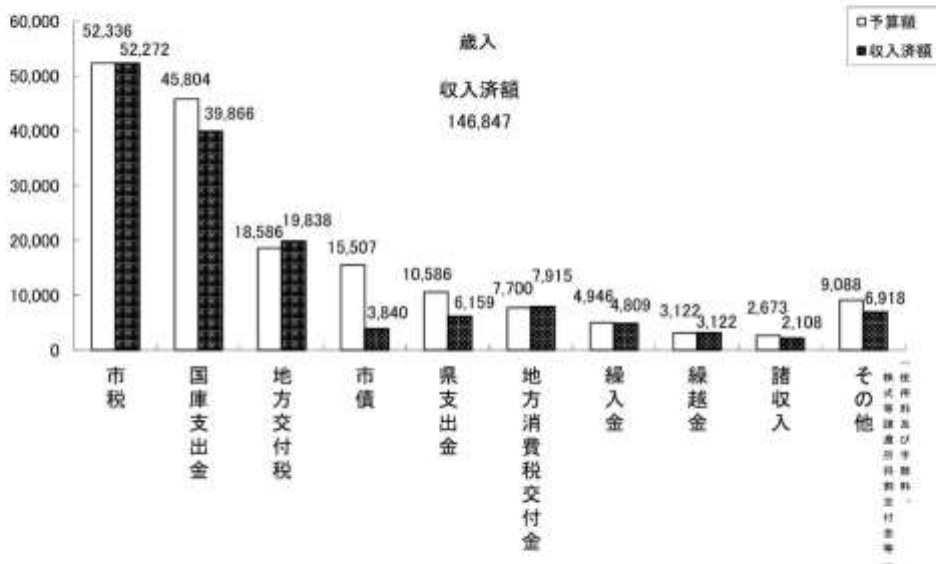
令和5年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1. 令和4年度 一般会計予算執行の状況

予算額 170,348 百万円

[令和5年3月末現在]
(単位:百万円)



2. 令和4年度 特別会計予算執行の状況

[令和5年3月末現在]

(単位:百万円)

| 会 計 | 予 算 額 | 収 入 済 額 | 支 出 済 額 |
|-------------------|--------|---------|---------|
| 住宅新築資金等貸付金特別会計 | 8 | 6 | 7 |
| 国民健康保険特別会計 | 37,019 | 34,649 | 33,716 |
| 土地区画整理事業特別会計 | 1,320 | 521 | 875 |
| 介護保険特別会計 | 35,399 | 28,972 | 31,450 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 | 41 | 87 | 13 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 7,870 | 6,065 | 6,638 |

3. 令和4年度 公営企業会計予算執行の状況

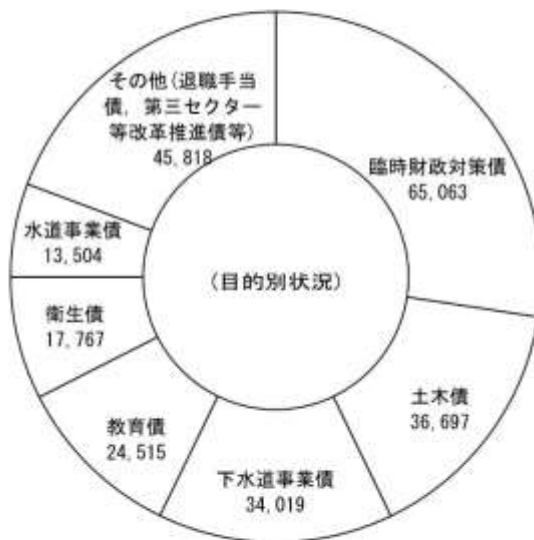
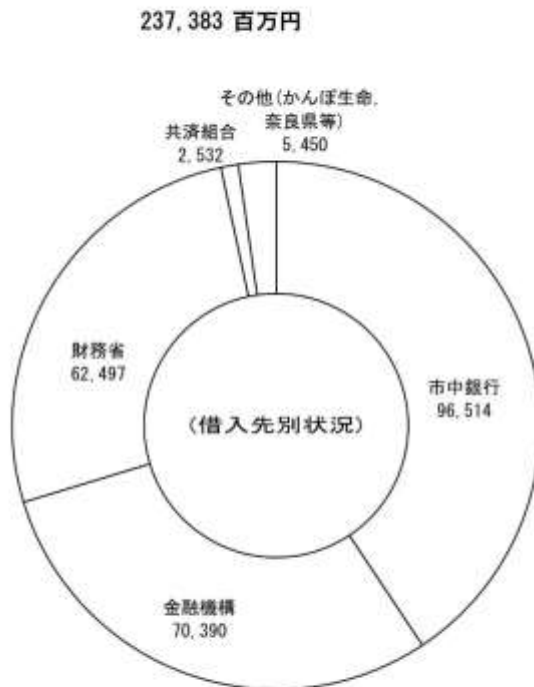
[令和5年3月末現在]

(単位:百万円)

| 会 計 | 項 目 | 収益的収支 | | 資本的収支 | |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|
| | | 収 入 | 支 出 | 収 入 | 支 出 |
| 病院事業会計 | 予算額 | 2,523 | 2,588 | 184 | 184 |
| | 実績額 | 1,823 | 1,886 | 184 | 184 |
| 水道事業会計 | 予算額 | 9,520 | 9,144 | 3,169 | 5,854 |
| | 実績額 | 9,395 | 8,471 | 1,472 | 3,159 |
| 下水道事業会計 | 予算額 | 8,698 | 8,364 | 3,068 | 5,122 |
| | 実績額 | 8,608 | 7,881 | 2,393 | 4,428 |

4. 市債の現在高

[令和5年3月末現在]
(単位：百万円)



5. 一時借入金の状況

[令和5年3月末現在]

| | |
|--------|-----------|
| 一般会計 | 1,500 百万円 |
| 特別会計 | 0 百万円 |
| 公営企業会計 | 0 百万円 |

6. 長期借入金の状況

[令和5年3月末現在]

| | |
|--------|-------|
| 一般会計 | 0 百万円 |
| 特別会計 | 0 百万円 |
| 公営企業会計 | 0 百万円 |

7. 市有財産の状況

[令和5年3月末現在]

| | |
|------------------|------------|
| 土地 | 7,273 千㎡ |
| 建物 | 1,124 千㎡ |
| 有価証券、出資による権利及び債権 | 1,367 百万円 |
| 基金 | 14,398 百万円 |

8. 人口等

[令和5年3月末現在]

| | |
|-----|---------------------|
| 人口 | 350,318 人 |
| 世帯数 | 166,927 世帯 |
| 面積 | 277 Km ² |

(令和5年6月1日揭示済)

奈良市告示第276号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

令和5年6月1日

奈良市長 仲川元庸

令和4年度下半期 奈良市病院事業 報告書
(令和4年10月1日～令和5年3月31日)

1. 事業の概況

令和4年度下半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から18年4箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療体制については、昨年度末と比較して、医師3名の増などにより全体で16名増員となり、診療体制の強化を図りました。

診療機能については、県より「新型コロナウイルス感染症の重点医療機関・協力医療機関」の指定が前年度より継続され、陽性患者受入病床の確保及び患者受入要請に対応しております。

また、設備整備として低侵襲手術支援ロボット「ダビンチ」を導入し、消化器外科・泌尿器科領域で稼働開始しました。本機器は、世界中の外科手術において多数の使用実績があり、従来の手術に比べ、数か所の小さな切開部から手術を行うことができるため患者の体への負担軽減が図れる等、今後の運用に期待される機器であり、他院の導入状況や患者のニーズを踏まえ導入しました。

業務量につきましては、入院延べ患者数52,396人、外来延べ患者数93,604人、合計146,000人となりました。

収益的収支の状況であります。収入総額1,311,021,157円となっております。支出につきましては、支出総額1,397,614,312円となっており、上半期と合わせると、収入総額は1,822,854,041円、支出総額は1,886,165,273円となっております。

次に、資本的収支の状況であります。収入総額は92,131,685円、支出総額は92,255,465円となっており、上半期と合わせると、収入総額は、184,278,995円、支出総額は184,278,995円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。令和4年度は、看護師国家試験に28名が合格しました。令和4年度末における学生の数は、1年生41名、2年生37名、3年生34名の合計112名です。

2. 議会議決・報告事項

- (イ) 令和4年度奈良市病院事業会計決算の認定について(令和4年9月30日議決)
- (ロ) 令和4年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)(令和4年9月30日議決)
- (ハ) 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について(令和4年9月30日議決)
- (ニ) 令和5年度奈良市病院事業会計予算(令和5年3月22日議決)

3. 職員に関する事項

| | | |
|-------|-----------|---------------|
| 医療政策課 | 職員数 5人 | (令和5年3月31日現在) |
|-------|-----------|---------------|

4. 業務に関する事項

(1) 入院患者数

| 診療日数 | 10月 31 | 11月 30 | 12月 31 | 1月 31 | 2月 28 | 3月 31 | 合計 182 | 1日平均 | 構成比率 |
|------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|-----------|-------|--------|
| 内科 | | | | | | | 0 | 0.0 | 0.0% |
| 呼吸器内科 | 416 | 398 | 436 | 404 | 418 | 525 | 2,597 | 14.3 | 5.0% |
| 消化器内科 | 874 | 732 | 737 | 796 | 714 | 785 | 4,638 | 25.5 | 8.9% |
| 循環器内科 | 574 | 560 | 836 | 898 | 742 | 755 | 4,365 | 24.0 | 8.3% |
| 脳神経内科 | 419 | 337 | 305 | 318 | 265 | 265 | 1,909 | 10.5 | 3.6% |
| 血液・腫瘍内科 | 424 | 451 | 442 | 377 | 374 | 383 | 2,451 | 13.5 | 4.7% |
| 心療内科 | | | | | | | 0 | 0.0 | 0.0% |
| 糖尿病・内分泌内科 | | | | | | | 0 | 0.0 | 0.0% |
| 腎臓内科 | 86 | 81 | 178 | 203 | 237 | 205 | 990 | 5.4 | 1.9% |
| リウマチ・膠原病内科 | 3 | 27 | 77 | 30 | 32 | 37 | 206 | 1.1 | 0.4% |
| (感染制御内科) | 9 | 33 | 78 | 71 | 41 | 17 | 249 | 1.4 | 0.5% |
| 呼吸器外科 | 29 | 29 | 80 | 58 | 59 | 50 | 305 | 1.7 | 0.6% |
| 外科・消化器外科 | 791 | 724 | 866 | 915 | 689 | 896 | 4,881 | 26.8 | 9.3% |
| 脳神経外科 | 586 | 658 | 549 | 792 | 837 | 674 | 4,096 | 22.5 | 7.8% |
| 乳腺外科 | 219 | 250 | 192 | 139 | 196 | 178 | 1,174 | 6.4 | 2.2% |
| 整形外科 | 1,358 | 1,186 | 1,544 | 1,398 | 1,299 | 1,383 | 8,168 | 44.9 | 15.6% |
| 形成外科 | 136 | 125 | 149 | 166 | 177 | 153 | 906 | 5.0 | 1.7% |
| 精神科 | | | | | | | 0 | 0.0 | 0.0% |
| 小児科 | 245 | 326 | 274 | 164 | 138 | 152 | 1,299 | 7.1 | 2.5% |
| 皮膚科 | 112 | 86 | 90 | 51 | 89 | 113 | 541 | 3.0 | 1.0% |
| 泌尿器科 | 249 | 255 | 300 | 313 | 314 | 252 | 1,683 | 9.2 | 3.2% |
| 産婦人科 | 483 | 460 | 384 | 256 | 293 | 404 | 2,280 | 12.5 | 4.4% |
| 眼科 | 295 | 229 | 170 | 166 | 256 | 268 | 1,384 | 7.6 | 2.6% |
| 耳鼻いんこう科 | 129 | 121 | 178 | 138 | 160 | 153 | 879 | 4.8 | 1.7% |
| リハビリテーション科 | | | | | | | 0 | 0.0 | 0.0% |
| 放射線科 | 0 | 0 | 8 | 9 | 23 | 9 | 49 | 0.3 | 0.1% |
| 麻酔科 | | | | | | | 0 | 0.0 | 0.0% |
| 緩和ケア科 | | | | | | | 0 | 0.0 | 0.0% |
| (総合診療科) | 921 | 1,314 | 1,369 | 1,354 | 1,210 | 1,178 | 7,346 | 40.4 | 14.0% |
| 合計 | 8,358 | 8,382 | 9,242 | 9,016 | 8,563 | 8,835 | 52,396 | 287.9 | 100.0% |

※()は院内診療科

(2) 外来患者数

| 診療日数 | 10月 26 | 11月 24 | 12月 24 | 1月 23 | 2月 22 | 3月 26 | 合計 145 | 1日平均 | 構成比率 |
|-------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|-----------|------|-------|
| 内科 | | | | | | | 0 | 0.0 | 0.0% |
| 呼吸器内科 | 586 | 580 | 576 | 585 | 558 | 633 | 3,518 | 24.3 | 3.8% |
| 消化器内科 | 1,786 | 1,860 | 1,818 | 1,625 | 1,593 | 1,882 | 10,564 | 72.9 | 11.3% |
| 循環器内科 | 1,034 | 1,053 | 1,034 | 1,012 | 1,032 | 1,114 | 6,279 | 43.3 | 6.7% |

| | | | | | | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 脳神経内科 | 837 | 814 | 792 | 756 | 731 | 840 | 4,770 | 32.9 | 5.1% |
| 血液・腫瘍内科 | 210 | 234 | 221 | 245 | 210 | 259 | 1,379 | 9.5 | 1.5% |
| 心療内科 | 2 | 2 | 3 | 1 | 1 | 2 | 11 | 0.1 | 0.0% |
| 糖尿病・内分泌内科 | 396 | 434 | 443 | 388 | 410 | 501 | 2,572 | 17.7 | 2.7% |
| 腎臓内科 | 368 | 386 | 390 | 408 | 334 | 411 | 2,297 | 15.8 | 2.5% |
| リウマチ・膠原病内科 | 247 | 239 | 243 | 235 | 236 | 270 | 1,470 | 10.1 | 1.6% |
| (感染制御内科) | 78 | 103 | 219 | 213 | 80 | 58 | 751 | 5.2 | 0.8% |
| 呼吸器外科 | 59 | 50 | 46 | 62 | 59 | 58 | 334 | 2.3 | 0.4% |
| 外科・消化器外科 | 606 | 642 | 657 | 640 | 636 | 714 | 3,895 | 26.9 | 4.2% |
| 脳神経外科 | 374 | 370 | 364 | 326 | 358 | 382 | 2,174 | 15.0 | 2.3% |
| 乳腺外科 | 851 | 865 | 825 | 790 | 806 | 1,080 | 5,217 | 36.0 | 5.6% |
| 整形外科 | 1,667 | 1,640 | 1,553 | 1,469 | 1,528 | 1,804 | 9,661 | 66.6 | 10.3% |
| 形成外科 | 741 | 653 | 659 | 607 | 617 | 763 | 4,040 | 27.9 | 4.3% |
| 精神科 | | | | | | | 0 | 0.0 | 0.0% |
| 小児科 | 534 | 520 | 547 | 484 | 496 | 627 | 3,208 | 22.1 | 3.4% |
| 皮膚科 | 899 | 890 | 853 | 881 | 818 | 973 | 5,314 | 36.6 | 5.7% |
| 泌尿器科 | 647 | 601 | 634 | 595 | 557 | 662 | 3,696 | 25.5 | 3.9% |
| 産婦人科 | 1,084 | 1,104 | 1,079 | 968 | 931 | 1,169 | 6,335 | 43.7 | 6.8% |
| 眼科 | 843 | 832 | 781 | 723 | 814 | 823 | 4,816 | 33.2 | 5.1% |
| 耳鼻いんこう科 | 696 | 682 | 667 | 648 | 571 | 773 | 4,037 | 27.8 | 4.3% |
| リハビリテーション科 | | | | | | | 0 | 0.0 | 0.0% |
| 放射線科 | 340 | 484 | 395 | 281 | 373 | 370 | 2,243 | 15.5 | 2.4% |
| 麻酔科 | | | | | | | 0 | 0.0 | 0.0% |
| 緩和ケア科 | 5 | 5 | 2 | 2 | 3 | 2 | 19 | 0.1 | 0.0% |
| 歯科 | 35 | 26 | 36 | 41 | 34 | 47 | 219 | 1.5 | 0.2% |
| (総合診療科) | 829 | 848 | 791 | 876 | 681 | 760 | 4,785 | 33.0 | 5.1% |
| 合計 | 15,754 | 15,917 | 15,628 | 14,861 | 14,467 | 16,977 | 93,604 | 645.5 | 100.0% |

※()は院内連携科

(3) 事業収支に関する事項

収入

| 科 目 | 令和4年度下半期 | 令和3年度下半期 | 比 較 | |
|-------------|---------------|---------------|--------------|-------|
| | | | 増減(円) | 比率(%) |
| 病院事業収益 | 1,311,021,157 | 1,883,262,098 | -572,240,941 | 69.6 |
| 1 医業収益 | 0 | 0 | 0 | - |
| 2 医業外収益 | 1,282,756,882 | 1,849,673,048 | -566,916,166 | 69.4 |
| 3 看護師養成事業収益 | 24,515,539 | 18,450,445 | 6,065,094 | 132.9 |
| 4 特別利益 | 3,748,736 | 15,138,605 | -11,389,869 | 24.8 |

支出

| 科 目 | 令和4年度下半期 | 令和3年度下半期 | 比 較 | |
|-------------|---------------|---------------|--------------|-------|
| | | | 増減(円) | 比率(%) |
| 病院事業費用 | 1,397,614,312 | 1,947,000,448 | -549,386,136 | 71.8 |
| 1 医業費用 | 1,358,837,452 | 1,911,128,125 | -552,290,673 | 71.1 |
| 2 医業外費用 | 270,158 | 219,672 | 56,486 | 126.4 |
| 3 看護師養成事業費用 | 34,756,355 | 34,289,151 | 467,204 | 101.4 |
| 4 特別損失 | 3,750,347 | 1,369,500 | 2,380,847 | 273.8 |
| 5 予備費 | 0 | 0 | 0 | - |

5 経理の状況

(1) 下半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

| 科目 | 予算現額 (円) | 下半期執行額 (円) | 執行額累計 (円) | 未執行額 (円) |
|-------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 病院事業収益 | 2,522,530,000 | 1,311,021,157 | 1,822,854,041 | 699,675,959 |
| 1 医業収益 | 58,625,000 | 0 | 58,625,000 | 0 |
| 2 医業外収益 | 2,295,849,000 | 1,282,756,882 | 1,629,472,972 | 666,376,028 |
| 3 看護師養成事業収益 | 143,105,000 | 24,515,539 | 128,062,339 | 15,042,661 |
| 4 特別利益 | 24,951,000 | 3,748,736 | 6,693,730 | 18,257,270 |

支出

| 科目 | 予算現額 (円) | 下半期執行額 (円) | 執行額累計 (円) | 未執行額 (円) |
|-------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 病院事業費用 | 2,588,223,000 | 1,397,614,312 | 1,886,165,273 | 702,057,727 |
| 1 医業費用 | 2,421,566,000 | 1,358,837,452 | 1,753,644,046 | 667,921,954 |
| 2 医業外費用 | 504,000 | 270,158 | 503,320 | 680 |
| 3 看護師養成事業費用 | 142,596,000 | 34,756,355 | 127,847,460 | 14,748,540 |
| 4 特別損失 | 22,057,000 | 3,750,347 | 4,170,447 | 17,886,553 |
| 5 予備費 | 1,500,000 | 0 | 0 | 1,500,000 |

(イ) 資本的収入及び支出

収入

| 科目 | 予算現額 (円) | 下半期執行額 (円) | 執行額累計 (円) | 未執行額 (円) |
|-------|-------------|------------|-------------|----------|
| 資本的収入 | 184,400,000 | 92,131,685 | 184,278,995 | 121,005 |
| 1 補助金 | 1,482,000 | 740,328 | 1,481,328 | 672 |
| 2 負担金 | 182,918,000 | 91,391,357 | 182,797,667 | 120,333 |

支出

| 科目 | 予算現額 (円) | 下半期執行額 (円) | 執行額累計 (円) | 未執行額 (円) |
|----------|-------------|------------|-------------|----------|
| 資本的支出 | 184,400,000 | 92,255,465 | 184,278,995 | 121,005 |
| 1 建設改良費 | 1,482,000 | 864,108 | 1,481,328 | 672 |
| 2 企業債償還金 | 182,918,000 | 91,391,357 | 182,797,667 | 120,333 |

(2) 令和5年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

| 用途内訳 | 病院事業 (円) | |
|-------|---------------|-------------|
| 発行総額 | 4,555,600,000 | |
| 償還高 | 下半期償還高 | 91,391,357 |
| | 償還高累計 | 941,110,583 |
| 未償還残高 | 3,614,489,417 | |

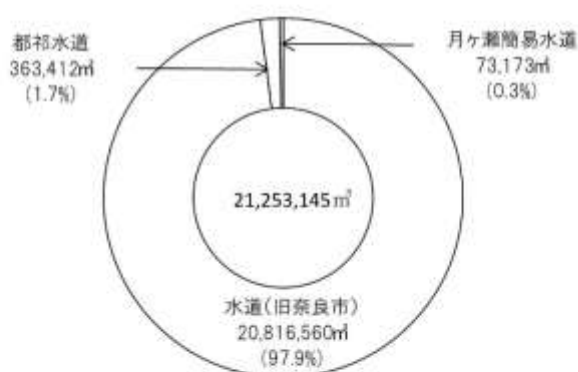
令和4年度下半期奈良市水道事業説明書
(令和4年10月1日～令和5年3月31日)

1.事業の概要

(1)業務について

| 区 分 | 令和4年度下半期 | 令和3年度下半期 | 増 減 | 伸び率 |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|--------|
| 給 水 人 口 | 349,429人 | 351,273人 | △ 1,844人 | △0.52% |
| 給 水 戸 数 | 178,706戸 | 177,518戸 | 1,188戸 | 0.67% |
| 給 水 量 | 21,253,145m ³ | 21,208,993m ³ | 44,152m ³ | 0.21% |
| 1 日 最 大 給 水 量 | 131,575m ³ | 129,046m ³ | 2,529m ³ | 1.96% |
| 1 日 平 均 給 水 量 | 117,421m ³ | 117,177m ³ | 244m ³ | 0.21% |
| 1 人 1 日 最 大 給 水 量 | 377ℓ | 367ℓ | 10ℓ | 2.72% |
| 1 人 1 日 平 均 給 水 量 | 336ℓ | 334ℓ | 2ℓ | 0.60% |

(2)事業別給水量



(3)投資的事業について

奈良市水道事業中長期計画に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア. 施設の更新

老朽化した浄水施設の更新事業として、京都府木津川市鹿背山地内木津浄水場2号送水ポンプ設備更新工事他9件を施行しました。

また、奈良市奈良阪町地内他76箇所緑ヶ丘浄水場中央監視制御システム更新工事他8件を施行中です。

イ. 配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市西木辻町地内他1箇所口径150～100耗配水支管改良工事他14件(4,139m)を施行し、出水不良解消及び安定給水を図りました。

現在、奈良市月ヶ瀬尾山～月ヶ瀬石打地内口径150～75耗配水支管改良工事他10件を施行中です。

ウ. 東部地域水道施設再整備事業

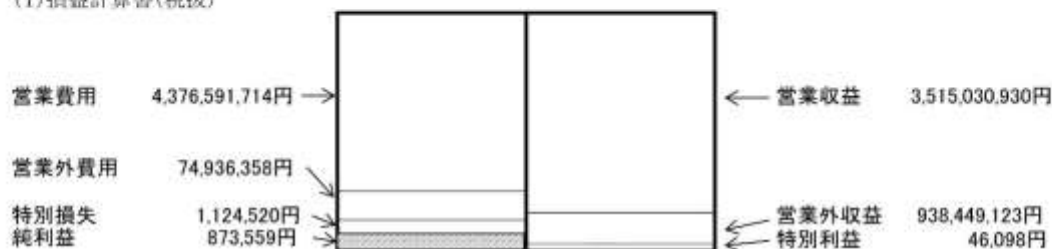
東部地域(旧簡易水道区域含む)における施設の老朽化、施設規模の妥当性等の懸念解消を目的とした東部地域水道施設再整備計画に基づき、奈良市上深川町地内他ポンプ更新工事及び奈良市都祁友田町～都祁白石町地内他1箇所口径150耗配水支管布設工事(594m)を施行しました。

また、奈良市針町・小倉町地内口径200～100耗送・配水支管布設工事他2件を施行中です。

2. 財政の状況

水道料金収入は予算に対し増収となり、業務の改善や経費の節減により、収益的収支は黒字決算となりました。確保した利益は、今後も増加する老朽施設更新のための財源として活用することで、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心して安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書(税抜)



(2) 貸借対照表



3. 経理の状況

(1) 下半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

| 科 目 | 予算現額(円) | 下半期執行額(円) | 執行額累計(円) | 未執行額(円) |
|---------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 水道事業収益 | 9,520,000,000 | 5,518,669,496 | 9,394,721,678 | 125,278,322 |
| 1 営業収益 | 7,698,313,000 | 4,456,268,542 | 7,705,249,570 | △ 6,936,570 |
| 2 営業外収益 | 1,821,672,000 | 1,062,354,856 | 1,689,269,311 | 132,402,689 |
| 3 特別利益 | 15,000 | 46,098 | 202,797 | △ 187,797 |

支出

| 科 目 | 予算現額(円) | 下半期執行額(円) | 執行額累計(円) | 未執行額(円) |
|---------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 水道事業費用 | 9,144,000,000 | 5,326,535,296 | 8,471,044,826 | 672,955,174 |
| 1 営業費用 | 8,671,842,000 | 5,025,807,920 | 8,079,249,306 | 592,592,694 |
| 2 営業外費用 | 452,638,000 | 299,521,435 | 382,664,209 | 69,973,791 |
| 3 特別損失 | 9,520,000 | 1,205,941 | 9,131,311 | 388,689 |
| 4 予備費 | 10,000,000 | 0 | 0 | 10,000,000 |

(イ)資本的収入及び支出
収入

| 科 目 | 予算現額(円) | 下半期執行額(円) | 執行額累計(円) | 未執行額(円) |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 資 本 的 収 入 | 3,169,218,000 | 1,351,010,388 | 1,472,359,488 | 1,696,858,512 |
| 1 企業債 | 2,443,900,000 | 922,800,000 | 922,800,000 | 1,521,100,000 |
| 2 固定資産売却代金 | 2,779,000 | 0 | 733,000 | 2,046,000 |
| 3 補助金 | 188,136,000 | 99,914,000 | 99,914,000 | 88,222,000 |
| 4 負担金 | 255,093,000 | 166,753,688 | 170,885,288 | 84,207,712 |
| 5 分担金 | 279,310,000 | 161,542,700 | 278,027,200 | 1,282,800 |

支出

| 科 目 | 予算現額(円) | 下半期執行額(円) | 執行額累計(円) | 未執行額(円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 資 本 的 支 出 | 5,854,183,900 | 2,285,461,011 | 3,158,576,473 | 2,695,607,427 |
| 1 建設改良費 | 4,675,151,900 | 1,692,053,575 | 2,002,171,183 | 2,672,980,717 |
| 2 固定資産取得費 | 46,887,000 | 29,702,779 | 34,443,954 | 12,443,046 |
| 3 企業債償還金 | 1,122,145,000 | 563,704,657 | 1,121,961,336 | 183,664 |
| 4 予備費 | 10,000,000 | 0 | 0 | 10,000,000 |

(2)令和5年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりです。

| 用途内訳 | | 水道事業(円) |
|-------|--------|----------------|
| 発行総額 | | 27,612,000,000 |
| 償還高 | 下半期償還高 | 563,704,657 |
| | 償還高累計 | 14,108,126,984 |
| 未償還残高 | | 13,503,873,016 |

令和4年度下半期奈良市下水道事業説明書
(令和4年10月1日～令和5年3月31日)

1.事業の概要

(1)業務について

| 区 分 | 令和4年度下半期 | 令和3年度下半期 | 増 減 | 伸び率 |
|---------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|--------|
| 有 収 水 量 | 18,063,174m ³ | 18,232,241m ³ | △ 169,067m ³ | △0.93% |

(2)投資的事業について

主なものは次のとおりです。

ア.普及促進事業及び浸水対策事業

公共下水道の普及促進や環境改善のため、奈良市法蓮町～川久保町地内吉城川バイパス築造工事他4件(1,165m)等を施行しました。その他2件の公共下水道築造工事を施行中です。

イ.管渠改良事業

老朽化した下水道管渠による事故や機能停止を未然に防ぐため、ストックマネジメント計画に基づく国庫補助金を活用して、管きょ改築工事に伴う詳細設計業務委託を実施しました。また、実施設計業務委託を2件、公共下水道移設工事を3件、流量計更新工事及び真空ポンプ更新工事を施行しました。

その他2件の公共下水道改築工事、1件の公共下水道移設工事及び1件の公共下水道築造工事に伴う実施設計業務委託を施行中です。

ウ.処理場建設改良事業

老朽化した施設の更新のため、月ヶ瀬浄化センター汚泥脱水設備更新工事及び平城浄化センター屋上防水更新工事に伴う設計業務委託他1件を施行しました。

その他、平城浄化センター屋上防水更新工事他4件の処理場設備更新工事を施行中です。

エ.ポンプ場建設改良事業

老朽化したポンプ場施設の更新のため、中登美ヶ丘汚水中継ポンプ場汚水ポンプNo1、No2更新工事及び朱雀汚水中継ポンプ場破砕機更新工事を施行しました。

2. 財政の状況

下水道使用料収入は予算に対し減収となりましたが、業務の改善や経費の削減により、収益的収支は黒字決算となりました。また、令和2年度までは貸借対照表上で負債額が資産額を上回る債務超過の状態が続いていましたが、令和3年度からは解消することができました。令和2年度から純利益を計上し一部累積欠損金の解消ができたものの未だ多額の累積欠損金が残っています。

このように非常に厳しい経営状況ではありますが、今後も企業努力を重ね、計画的な建設改良事業の施行に努め、市民生活を支えるライフラインの構築と維持に努めてまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

| | | | | |
|-------|----------------|--|-------|----------------|
| 営業費用 | 3,756,127,030円 | | 営業収益 | 2,684,942,449円 |
| 営業外費用 | 127,480,933円 | | 営業外収益 | 1,401,579,163円 |
| 特別損失 | 395,608円 | | 特別利益 | 106,930円 |
| 純利益 | 202,624,971円 | | | |

(2) 貸借対照表

| | | | |
|-------------------------------|-------------|----------------------------|-------------------------------|
| 【資産の部 95,056,203,278円】 | 【資産】 | 【負債】 | 【負債の部 94,184,214,383円】 |
| 固定資産 92,621,600,868円 | | 固定負債 30,860,850,600円 | |
| 有形固定資産 88,261,764,226円 | | 流動負債 3,724,032,765円 | |
| 無形固定資産 4,359,836,642円 | | 繰延収益 59,599,331,018円 | |
| 流動資産 2,434,602,410円 | | 【資本の部 871,988,895円】 | |
| | 【資本】 | 資本金 365,118,255円 | |
| | | 剰余金 506,870,640円 | |

3. 経理の状況

(1) 下半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

| 科目 | 予算現額(円) | 下半期執行額(円) | 執行額累計(円) | 未執行額(円) |
|---------|---------------|---------------|---------------|------------|
| 下水道事業収益 | 8,698,000,000 | 4,333,306,208 | 8,607,910,331 | 90,089,669 |
| 1 営業収益 | 5,914,374,000 | 2,931,793,973 | 5,849,742,756 | 64,631,244 |
| 2 営業外収益 | 2,783,618,000 | 1,401,404,955 | 2,758,017,707 | 25,600,293 |
| 3 特別利益 | 8,000 | 107,280 | 149,868 | △ 141,868 |

支出

| 科目 | 予算現額(円) | 下半期執行額(円) | 執行額累計(円) | 未執行額(円) |
|---------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 下水道事業費用 | 8,364,000,000 | 4,270,256,447 | 7,880,632,683 | 483,367,317 |
| 1 営業費用 | 7,876,083,000 | 3,995,935,729 | 7,486,865,366 | 389,217,634 |
| 2 営業外費用 | 479,029,000 | 272,885,791 | 390,289,004 | 88,739,996 |
| 3 特別損失 | 3,888,000 | 434,927 | 3,478,313 | 409,687 |
| 4 予備費 | 5,000,000 | 0 | 0 | 5,000,000 |

(イ) 資本的収入及び支出
収入

| 科 目 | 予算現額(円) | 下半期執行額(円) | 執行額累計(円) | 未執行額(円) |
|--------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 資 本 的 収 入 | 3,068,352,000 | 2,110,276,560 | 2,393,181,340 | 675,170,660 |
| 1 企業債 | 2,062,000,000 | 1,556,500,000 | 1,556,500,000 | 505,500,000 |
| 2 他会計補助金 | 564,467,000 | 282,233,500 | 564,467,000 | 0 |
| 3 国庫補助金及び交付金 | 395,877,000 | 238,910,240 | 238,910,240 | 156,966,760 |
| 4 県補助金 | 5,053,000 | 5,053,000 | 5,053,000 | 0 |
| 5 負担金等 | 40,955,000 | 27,579,820 | 28,251,100 | 12,703,900 |

支出

| 科 目 | 予算現額(円) | 下半期執行額(円) | 執行額累計(円) | 未執行額(円) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 資 本 的 支 出 | 5,122,000,000 | 2,633,868,036 | 4,428,248,018 | 693,751,982 |
| 1 建設改良費 | 1,683,203,000 | 902,580,825 | 990,369,946 | 692,833,054 |
| 2 固定資産取得費 | 11,715,000 | 11,715,000 | 11,715,000 | 0 |
| 3 企業債償還金 | 3,427,082,000 | 1,719,572,211 | 3,426,163,072 | 918,928 |

(2) 令和5年3月31日現在における企業債の状況は次のとおりです。

| 用途内訳 | | 下水道事業(円) |
|-------|--------|----------------|
| 発行総額 | | 74,388,000,000 |
| 償還高 | 下半期償還高 | 1,719,572,211 |
| | 償還高累計 | 40,369,503,592 |
| 未償還残高 | | 34,018,496,408 |

(令和 5 年 6 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 277 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 6 月 1 日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和 5 年 1 月 16 日 奈良市指令整開 第 22A-29 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和 5 年 6 月 1 日 第 1844 号
公共施設 令和 5 年 6 月 1 日 第 924 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園新田町 3221 番 1 の一部及び 3221 番 2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園新田町 3029 番地
松本 武和
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道 路 : 奈良市学園新田町 3221 番 2 の一部

(令和 5 年 6 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 278 号

令和 5 年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例(昭和 34 年奈良市条例第 13 号)第 12 条第 3 項、第 12 条の 6 の 5 第 3 項及び第 12 条の 11 第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 6 月 1 日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 7.7
 - (2) 被保険者均等割
被保険者 1 人につき 27,000 円
 - (3) 世帯別平等割
1 世帯につき 20,800 円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 3.0
 - (2) 被保険者均等割
被保険者 1 人につき 10,000 円
 - (3) 世帯別平等割
1 世帯につき 7,800 円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割
基礎控除後の総所得金額等の 100 分の 3.1
 - (2) 被保険者均等割
被保険者 1 人につき 19,000 円

(令和 5 年 6 月 1 日揭示済)

奈良市告示第279号

令和5年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年6月1日

奈良市長 仲川元庸

1 基礎賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 18,900円
- (2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 14,560円
- (3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 13,500円
- (4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 10,400円
- (5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 5,400円
- (6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 4,160円

2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 7,000円
- (2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 5,460円
- (3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 5,000円
- (4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,900円
- (5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 2,000円
- (6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,560円

3 介護納付金賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 13,300円
- (2) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 9,500円
- (3) 条例第16条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 3,800円

(令和5年6月1日掲示済)

奈良市告示第280号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和5年6月5日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年6月1日

| 事業所番号 | サービスの種類 | 事業者 | | 事業所 | |
|------------|---------|-------------|-----------------------|-------------|----------------------|
| | | 名称 | 住所 | 名称 | 住所 |
| 2970190423 | 訪問介護 | 合同会社訪問介護みかん | 奈良県奈良市藺生町1813番地の26 | ケアステーションみかん | 奈良県奈良市藺生町1813番地の26 |
| 2970190472 | 通所介護 | 株式会社セフティライフ | 奈良県北葛城郡広陵町馬見南四丁目1番19号 | エリシオン学園前 | 奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994番6 |

(令和5年6月5日掲示済)

奈良市告示第281号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により公示する。

令和5年6月5日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日 令和5年6月1日

| 事業所番号 | サービスの種類 | 事業者 | | 事業所 | |
|------------|--------------------|------------|-----------------------|-----------------|---------------------|
| | | 名称 | 住所 | 名称 | 住所 |
| 2990190080 | 地域密着型通所介護 | 社会福祉法人秋篠菫会 | 奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1-2号 | 介護予防サイクルハウス・あこだ | 奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目4番8号 |
| 2990190098 | (介護予防)認知症対応型共同生活介護 | 社会福祉法人福寿会 | 奈良県奈良市秋篠町1567番地 | グループホームアクール | 奈良県奈良市秋篠町1567 |

(令和5年6月5日掲示済)

奈良市告示第282号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年6月6日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年4月14日 奈良市指令整開 第21A-31号

令和5年4月28日 奈良市指令整開 第21A-31-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年6月6日 第1845号

公共施設 令和5年6月6日 第925号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池北一丁目、1552番1、1552番2、1562番の各一部、1267番1、1268番、1269番2、1275番1、1275番7、1275番8、1276番8、1287番12及び1287番13

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市三碓二丁目1番9-1号

中田秀建設株式会社 代表取締役 中田 秀一

5 公共施設の種類の種類、位置及び区域

道路：奈良市あやめ池北一丁目 1268番の一部 他5筆 (別紙参照)

公園：奈良市あやめ池北一丁目 1268番の一部 他2筆 (別紙参照)

調整池：奈良市あやめ池北一丁目 1287番の一部 他1筆 (別紙参照)

下水道：奈良市あやめ池北一丁目 1268番の一部 他3筆 (別紙参照)

別紙

道路：奈良市あやめ池北一丁目 1268番の一部、1269番2の一部、1287番12の一部、1287番13の一部、1552番1の一部、1552番2の一部 6筆

公園：奈良市あやめ池北一丁目 1268番の一部、1269番2の一部、1562番の一部 3筆

調整池：奈良市あやめ池北一丁目 1287番12の一部、1287番13の一部 2筆

下水道：奈良市あやめ池北一丁目 1268番の一部、1287番12の一部、1287番13の一部 1552番1の一部 4筆

(令和5年6月6日掲示済)

奈良市告示第283号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 5 年 6 月 7 日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和 4 年 12 月 22 日 奈良市指令整開 第 22A-26 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和 5 年 6 月 7 日 第 1846 号
公共施設 令和 5 年 6 月 7 日 第 926 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮町 378 番 1 及び 378 番 3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市藤ノ木台四丁目 6 番 20 号
株式会社日本中央住販 代表取締役 谷手 善紀
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道路：奈良市法蓮町 378 番 1 の一部及び 378 番 3
下水道：奈良市法蓮町 378 番 1 の一部及び 378 番 3 の一部

(令和 5 年 6 月 7 日掲示済)

奈良市告示第 284 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業を廃止したので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

令和 5 年 6 月 7 日

奈良市長 仲川元庸

- 1 廃止年月日 令和 5 年 5 月 31 日

| 事業所番号 | サービスの種類 | 事業者 | | 事業所 | |
|------------|----------------|--------------|---------------------------|-----------------|-------------------------|
| | | 法人名 | 住所 | 名称 | 住所 |
| 2970107898 | 訪問介護 | 一般社団法人アーク・ケア | 奈良県奈良市帝塚山五丁目 7 番 14 号 | アーク・ケア・サポート富雄 | 奈良県奈良市帝塚山五丁目 7 番 14 号 |
| 2970106635 | (介護予防)短期入所生活介護 | 社会医療法人平和会 | 奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目 7 番 1 号 | 吉田病院ショートステイ | 奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目 7 番 1 号 |
| 2970104382 | 通所介護 | 社会福祉法人秋篠菫会 | 奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目 7 番 1-2 号 | 介護予防サイクルハウス・あこだ | 奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目 4 番 8 号 |

(令和 5 年 6 月 7 日掲示済)

奈良市告示第 285 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業を廃止したので、同法第 85 条第 2 号の規定により公示する。

令和 5 年 6 月 7 日

奈良市長 仲川元庸

- 1 廃止年月日 令和 5 年 4 月 30 日

| 事業所番号 | サービスの種類 | 事業者 | | 事業所 | |
|------------|---------|-----------|----------------------|-----|----------------------|
| | | 法人名 | 法人所在地 | 名称 | 住所 |
| 2970102881 | 居宅介護支援 | ていくあい有限会社 | 奈良県奈良市鳥見町二丁目 19 番地 2 | 竹の家 | 奈良県奈良市鳥見町二丁目 19 番地 2 |

(令和 5 年 6 月 7 日掲示済)

奈良市告示第 286 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 5 月 31 日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺、近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 5 年 6 月 7 日揭示済）

奈良市告示第 287 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

3 処分年月日

令和 5 年 6 月 7 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和 4 年 10 月 6 日、同月 13 日、同月 19 日及び同月 26 日

（令和 5 年 6 月 7 日揭示済）

奈良市告示第 288 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 6 条の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は総務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年6月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達すべき書類の名称
令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達すべき書類の発送年月日
令和5年4月7日
- 3 送達を受けるべき者
省略

(令和5年6月7日揭示済)

奈良市告示第289号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和5年6月8日

奈良市長 仲川元庸

| | |
|-------|---|
| 申請者住所 | 奈良市法華寺町1115番地 |
| 申請者氏名 | 内山 眞千子 |
| 道路の位置 | 奈良市法華寺町900番1の一部、906番2、906番4、907番2、907番3、908番1の一部及び水路の一部 |
| 道路の幅員 | 最大8.85m 最小4.00m |
| 道路の延長 | 38.03m |
| 指定年月日 | 令和5年6月8日 |
| 指定番号 | 第R0408号 |

(令和5年6月8日揭示済)

奈良市告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により別所町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|------------------------|----------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 北森 俊夫 奈良市別所町243番地の2 | 上西 敏嗣 奈良市別所町538番地 |

- 2 変更の年月日
令和5年4月1日

(令和5年6月8日揭示済)

奈良市告示第291号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により西大寺竜王町一・二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 代表者の氏名 及び住所 | 吉竹 いづみ 奈良市西大寺竜王町一丁目4番40号 | 新井谷 ひろみ 奈良市西大寺竜王町一丁目4番44-4号 |

2 変更の年月日
令和5年5月1日

(令和5年6月8日揭示済)

奈良市告示第292号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により杣ノ川町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月8日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------|----------------------|------------------------|
| 主たる事務所の所在地 | 奈良市杣ノ川町658番地 | 奈良市杣ノ川町266番地の1 |
| 代表者の氏名及び住所 | 大東 実 奈良市杣ノ川町658番地 | 巽 茂男 奈良市杣ノ川町266番地の1 |

2 変更の年月日
令和5年4月1日

(令和5年6月8日揭示済)

奈良市告示第293号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により次のとおり公表します。

令和5年6月9日

奈良市長 仲川元庸

| 令和4年4月1日～令和5年3月31日閲覧者 | | | (市 民 課) |
|--|---|------------|--|
| 閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名) | 請求事由(利用目的)の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
| NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治 | 2022年度全国個人視聴率調査 | 令和4年4月19日 | 奈良市大宮町4丁目 (15人) 7歳以上の男女個人 |
| 国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室長 株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 小田切 俊夫 | 旅行・観光消費動向調査 | 令和4年5月18日 | 西登美ヶ丘6丁目、西登美ヶ丘7丁目 85件 全住民から無作為に抽出 |
| 文部科学省 国立教育政策研究所長 浅田 和伸 株式会社 日経リサーチ 代表取締役社長 新藤 政史 | 「第2回OECD国際成人力調査(PIAAC)」 | 令和4年5月18日 | 生硫町、別所町、法用町、宝来町、法蓮町 35名 16歳から65歳までの男女個人 |
| 日本銀行情報サービス局 局長 山田 泰弘 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治 | 「生活意識に関するアンケート調査」 | 令和4年5月31日 | 東紀寺町1～3丁目 14人 20歳以上の男女個人 |
| 朝日新聞社 マーケティング戦略本部 ビジネスインテリジェンス部 部長 田岸 貴之 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「新聞およびWeb利用に関する総合調査(くらしと情報についてのおたずね)」 | 令和4年6月22日 | 奈良市七条西町1丁目 満15歳以上(平成19年8月末まで生まれ)の日本人の男女 24件 |
| 公益財団法人 新聞通信調査会 理事長 西沢 豊 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 第15回メディアに関する全国調査 | 令和4年6月23日 | 奈良市志の窪2丁目 満18歳以上の日本人の男女(平成16年7月末日までに生まれ) 19人 |
| 総務省 大臣官房総括審議官 竹村 晃一 一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治 | 通信利用動向調査 | 令和4年7月12日 | ①三条松町②菅原東一丁目③三松一丁目④出屋敷町 ※一區から、一定間隔にて43人の世帯構成員を抽出(計4区分、合計172世帯) 20歳以上(平成14年4月1日以前の生まれ)の世帯主(世帯主が判別できない場合は20歳以上男女個人)対象町丁:任意の住民基本台帳を4冊 |
| 内閣府大臣官房政府広報室 世論調査担当 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「防災に関する世論調査(附帯調査:プラスチックごみ問題に関する世論調査)」(令和4年度第3回調査) | 令和4年7月28日 | 令和4年8月31日現在で、満18歳以上の日本国籍を有する者 南永井町 17名 |
| 株式会社 時事通信社 大阪支社長 斎藤 高弘 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 住民意見調査(調査実施の名称「くらしと環境に関する世論調査」) | 令和4年8月25日 | ①奈良市西木辻町、②奈良市六条1丁目22～③、奈良市杏町 65名 20歳以上(平成14年9月末日生まれ)の日本人男女 |
| 内閣府大臣官房政府広報室 世論調査担当 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 外交に関する世論調査 | 令和4年8月25日 | 奈良市藤原町 16名 満18歳以上(平成16年9月末日までに生まれた)日本人の男女 |
| 内閣府大臣官房政府広報室長 中田 昌和 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「国民生活に関する世論調査」(令和4年度第5回調査) | 令和4年8月26日 | 奈良市八条5丁目 16名 満18歳以上(平成16年9月末日までに生まれた)日本人の男女 |
| NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 新型コロナウイルス感染症に関する世論調査 | 令和4年8月26日 | 奈良市田中町 12件 18歳以上(平成16年10月末日までに生まれ)の男女 |
| 消費者庁長官 新井 ゆたか 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久 | 令和4年度消費者意識基本調査 | 令和4年9月7日 | 奈良市六条3丁目16～25 25人 平成19年10月31日以前に出生の男女個人(2022年11月1日現在 満15歳以上の男女個人) |
| 内閣府官・孤立対策担当室 室長 山本 麻里 株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 | 「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」(人々のつながりに関する基礎調査) | 令和4年9月27日 | 佐保山西町、青山、般若寺町 1地点当たり50人 満16歳以上の男女個人(令和4年12月1日現在) |
| 内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(高齢社会対策担当)平倉森 一郎 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治 | 高齢者の健康に関する調査 | 令和4年9月13日 | 学園大和町2丁目 65歳以上の男女(昭和32年10月1日生まれまで) 20名 |
| 国立学校法人 東京学芸大学 学長 園分 充 一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治 | 若者の生活と意識に関する調査/生活と意識に関する世代比較調査 | 令和4年10月16日 | ①住所、②氏名、③性別、④生年月日以下、①～④の年齢範囲で合計36件 ①16～29歳(平成4年11月2日～18年11月1日生まれ)男女 18件 ②30～59歳(昭和37年11月2日～平成4年11月1日生まれ)男女 18件 閲覧町:南紀寺町2～3丁目 |

令和4年4月1日～令和5年3月31日閲覧者

(市民課)

| 閲覧の請求をした国又は地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名) | 請求事由(利用目的)の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|---|--|------------|--|
| 内閣府大臣官房政府広報室長 中田 昌和 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 男女共同参画社会に関する調査 | 令和4年10月13日 | ①奈良市東笹井町、中御門町 ②奈良市神殿町229～ ①②とも各15人 計30人 満18歳以上(平成16年10月末日までに生まれた)日本人の男女 |
| 内閣府経済社会総合研究所長 増島 隼 一般社団法人新情報センター 事務局長 山本 恭久 | 消費動向調査 | 令和4年10月20日 | 下記住所に居住する日本国籍を有する男女個人72件 納院町、登大路町、西御門町、高天町、漢園町 |
| 内閣府大臣官房政府広報室長 中田 昌和 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 社会意識に関する世論調査 | 令和4年10月28日 | 法華寺町 17名 令和4年11月30日現在で、満18歳以上の日本国籍を有する者 |
| 環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室長 株式会社インテリサーチ 代表取締役社長 村上 清幸 | 「令和5年度家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査」実施に係る住民基本台帳の閲覧について | 令和4年11月8日 | 芝辻町 昭和8年(1933年)4月2日から平成15年(2003年)4月1日生まれの方。60件 |
| 内閣府 政策統括官(经济社会システム担当) 株式会社ナビット 福井 泰代 | 2022年度(令和4年度)市民の社会貢献に関する実地調査 | 令和4年11月21日 | 南紀寺町 (年齢、性別等)男性20代～70代以上、女性20代～70代以上) |
| 学校法人 早稲田大学 一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本 恭久 | 家族と性と多様性にかんする全国アンケート | 令和4年11月16日 | 四條大路一丁目1～27 2023年2月1日現在、満18～69歳の男女個人 50件 |
| 日本銀行情報サービス局 局長 上口 洋司 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 福治 | 生活意識に関するアンケート調査 | 令和4年11月30日 | 宝家3～5丁目 20歳以上の男女個人 15名 |
| NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人中央調査社 奈良支局 福住 美佐 | 「生活と社会・情報についての意識」調査 | 令和4年12月1日 | 奈良市普徳東2丁目、二条町3丁目 16歳～69歳の男女(昭和28年1月～平成18年12月生まれ) 12名 |
| 慶応義塾大学パネルデータ設計・解析センターセンター長 山本勲(商学部教授) 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 日本家計パネル調査「就業と生活について」 | 令和4年12月27日 | 奈良市大安寺西1丁目、3丁目 満20歳以上(平成15年1月末日まで生まれ)の日本人の男女 32名 |
| 自衛隊奈良地方協力本部長 | 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出について(依頼) | 令和5年1月15日 | 出生の年月日が平成13年4月2日から平成14年4月1日(日本住民に限る) 3,426人 出生の年月日が平成17年4月2日から平成18年4月1日(日本住民に限る) 2,993人 |
| 国立研究開発法人 国立がん研究センター 理事長 中差 斉 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 健康情報についての全国調査 | 令和5年2月22日 | 奈良市西大寺新町2丁目7～ 満20歳以上の日本人の男女(平成15年4月末日まで生まれ) 20名 |
| NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人中央調査社 奈良支局 福住 美佐 | 「2023年全国放送サービス接触動向調査(テレビ・ラジオなどがどのように見聞きされているかをおたずねする調査)」 | 令和5年3月9日 | 奈良市大宮町2丁目 7歳以上の男女個人(平成28年12月末日まで生まれ) 15名 |
| 一般社団法人日本疼痛学会 理事長 榎野 慎一 (株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 福治 | 「2023年『疼痛に関する全国調査』」 | 令和5年5月10日 | 五条町、西ノ京町 20歳～89歳の男女(昭和9年6月1日～平成15年5月31日生まれ)20名 |

令和4年4月1日～令和5年3月31日閲覧者

(西部出張所 住民課)

| 閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名(法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名) | 請求事由(利用目的)の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|---|-----------------------------------|--------|---|
| 慶應義塾大学 学長 伊藤 公平 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「新たな時代における 子どもの学びと育ちについての全国調査」 | 5月13日 | 二名二丁目 30人 4歳以上14歳以下の日本人男女 (平成20年4月2日～平成30年4月1日生まれ) |
| 柳野村総合研究所 執行役員 森沢 伊智郎 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「テレビ視聴に関する調査」 | 5月13日 | 富雄北一丁目1～ 14人 16歳以上の日本人男女(平成18年6月末日まで生まれ) |
| NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「中学生・高校生の生活と意識調査 2022」 | 5月25日 | 西登美ヶ丘一丁目、二丁目 12人 12歳～18歳の男女(平成16年4月2日～平成22年4月1日生まれ) |
| 内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 渡邊 清 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「生涯学習に関する世論調査」 | 6月15日 | 学園朝日元町二丁目 17人 18歳以上の日本人男女(平成16年6月末日まで生まれ) |
| NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「社会と暮らしに関する意識調査」 | 7月22日 | 中登美ヶ丘一丁目 12人 16歳以上(平成18年9月末日まで生まれ)の男女 |
| NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「全国メディア意識世論調査」 | 8月12日 | 登美ヶ丘四丁目、中山町西一丁目 12人 16歳以上(平成18年9月末日まで生まれ)の男女 |
| 柳時事通信社 大阪支社長 斎藤 高弘 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「住民意識調査」 | 8月17日 | ①あやめ池南一丁目1～ 22人 ②中町397～ 21人 満20歳以上の日本人男女(平成14年9月末日生まれまで) |
| NHK放送文化研究所 世論調査部長 吉田 理恵 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「家庭と男女の役割に関する国際比較調査」 | 8月17日 | 三穂町 12人 18歳以上(平成16年12月末日まで生まれ)の男女 |
| 農林水産省 消費・安全局長 森 健 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「令和4年度 食育に関する意識調査」 | 9月22日 | 中山町西三丁目 25人 満20歳以上(平成14年10月末日まで生まれ)の日本人男女 |
| 一般財団法人 ゆうちょう財団 理事長 小笠原 俊明 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「第5回 家計と貯蓄に関する調査」 | 10月5日 | 丸山二丁目 28人 満20歳以上の日本人男女(平成14年10月末日まで生まれ) |
| 文化庁 国語課長 園入 由美 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「令和4年度 国語に関する世論調査」 | 11月9日 | 富雄川西一丁目 17人 16歳以上(平成18年12月末日まで生まれ)の日本人男女 |
| 柳野村総合研究所 執行役員 森沢 伊智郎 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 「テレビ視聴に関する調査」 | 11月9日 | 学園朝日元町二丁目529-3～ 14人 16歳以上(平成18年12月末日まで生まれ)の日本人男女 |

令和4年4月1日～令和5年3月31日閲覧者

【北部出張所】

| 閲覧の請求をした国若しくは地方公共団体の名称又は申出者の氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理人の氏名） | 請求事由（利用目的）の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--|--|----------------|---|
| 内閣府大臣官房政府広報室 政府広報室長 中田 昌和 一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 | 令和4年度第8回調査「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」及び「アイヌに対する理解度に関する世論調査」 | 令和4年 10月17日 | 右京五丁目9～ 満18歳以上の日本人の男女（平成16年10月末日までに生まれた） 16人 |
| 日本銀行情報サービス局 局長 上口 洋司 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治 | 「生活意識に関するアンケート調査」（第94回） | 令和5年 2月9日 | 朱雀三丁目～四丁目 満20歳以上の男女（平成15年4月30日生まれまで） 14人 |

(令和 5 年 6 月 9 日 掲 示 済)

奈良市告示第 294 号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道を変更するため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 6 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道
奈良市公共下水道

2 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

奈良市法華寺町 264-1
奈良市企業局 下水道事業課

3 縦覧期間

令和 5 年 6 月 12 日から令和 5 年 6 月 26 日まで
(土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間)

4 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書 1 通を市長宛とし、奈良市企業局下水道事業課に令和 5 年 6 月 26 日までに必着するように提出しなければならない。

(令和 5 年 6 月 12 日 掲 示 済)

奈良市告示第 295 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公示します。

令和 5 年 6 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長 (m) |
|-------|------------------|------------------------------|-------------|
| 市道 | 都市計画道路 西九条佐保線 | 奈良市東九条町地先から 奈良市大安寺二丁目地先まで | 上り L=800 |
| | | 奈良市大安寺二丁目地先から 奈良市東九条町地先まで | 下り L=800 |

(令和 5 年 6 月 12 日 掲 示 済)

奈良市告示第 296 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 5 年 6 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

| 住居番号をつけた建造物の表示 | |
|--------------------|---------------------|
| 学園緑ヶ丘三丁目 3 番 6 号 | 西登美ヶ丘一丁目 22 番 2-1 号 |
| 富雄北二丁目 11 番 25-1 号 | 七条西町一丁目 26 番 15 号 |
| 富雄北二丁目 11 番 25-2 号 | 帝塚山三丁目 22 番 15 号 |
| 六条緑町三丁目 2 番 2 号 | 菅野台 10 番 18 号 |
| 帝塚山南二丁目 3 番 7 号 | 藤ノ木台三丁目 21 番 6 号 |
| 学園南三丁目 15 番 32-5 号 | 西登美ヶ丘六丁目 21 番 8 号 |

| | |
|----------------|---------------|
| 平松四丁目18番12号 | あやめ池南五丁目8番12号 |
| 学園南一丁目10番12-1号 | 大安寺七丁目27番17号 |
| 大宮町二丁目4番45-室番号 | 大安寺七丁目13番5-1号 |
| 四条大路二丁目1番8-室番号 | 大安寺七丁目13番5-2号 |
| 西大寺竜王町一丁目5番26号 | 大安寺七丁目13番6号 |
| 三条大路三丁目2番52号 | 富雄泉ヶ丘5番16号 |
| 四条大路二丁目3番48-5号 | |
| 大安寺六丁目16番10-2号 | |
| 秋篠三和町二丁目9番2号 | |
| 七条一丁目33番22号 | |
| 東登美ヶ丘六丁目11番22号 | |
| 五条三丁目15番2号 | |
| 東紀寺町二丁目3番6号 | |

(令和5年6月12日揭示済)

奈良市告示第297号

令和2年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

令和5年6月12日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

令和2年度市・県民税納税通知書

2 送達をすべき文書の発送年月日

別紙に記載

3 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

(令和5年6月12日揭示済)

奈良市告示第298号

なら工芸館について、なら工芸館条例（平成12年奈良市条例第32号）第3条の4第2項の規定に基づき、令和5年10月30日に臨時開館すること、また、令和5年10月27日及び同年11月7日に臨時休館することを承認したので、告示します。

令和5年6月14日

奈良市長 仲川元庸

(令和5年6月14日揭示済)

奈良市告示第299号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により夢ヶ丘・星ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月15日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------|-----|-----|
|------|-----|-----|

| | | |
|----------------------|--|---|
| <p>規約に定める 目的</p> | <p>本会は地域住民の親睦を図りながら次に掲げる事業を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努め、もって住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。</p> <p>(1) 会員相互の連絡に関すること (2) 区域内の清掃・美化などの環境整備に関すること (3) 共同施設その他の資産の維持管理、運営に関すること (4) 福利、厚生に関すること (5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関すること (6) 文化、体育、レクリエーション等に関すること (7) その他目的達成に必要なこと</p> | <p>本会は地域住民の親睦を図りながら次に掲げる事業を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努め、住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。</p> <p>(1) 会員相互の連絡に関すること (2) 区域内の清掃・美化などの環境整備に関すること (3) 共同施設その他の資産の維持管理、運営に関すること (4) 福利、厚生に関すること (5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関すること (6) 文化、体育、レクリエーション等に関すること</p> |
| <p>区域</p> | <p>奈良市針ヶ別所町200、213、214、216、351の区域</p> | <p>奈良市針ヶ別所町200、212、213、214、216、351の区域</p> |

2 変更の年月日
令和5年5月1日

(令和5年6月15日揭示済)

奈良市告示第300号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月15日

奈良市長 仲川 元 庸

1 名称

大柳生町上出垣内自治会

2 規約に定める目的

この会は、次に掲げるような共同活動に取り組み、会員相互の親睦を深め生活環境の改善を図り、住みよい地域社会を実現することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦と交流
- (2) 水路、農道、林道、上出水道、墓地、集会所等の整備、維持管理等
- (3) 区域内の環境整備、ごみ収集の円滑な運営
- (4) 上部組織である大柳生町自治会活動等への参加及び目的達成に必要な事業

3 区域

本会の区域は、奈良市大柳生町2197番地から3088番地までの区域とする。

4 事務所

本会の主たる事務所は、奈良市大柳生町2912番地の6に置く。

5 代表者の氏名及び住所

会長 大浦 辰夫
奈良市大柳生町2937番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

いずれもなし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合には、総会員4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和5年6月15日

(令和5年6月15日揭示済)

奈良市告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和5年6月15日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和4年10月13日 奈良市指令整開 第22A-16号

令和5年5月23日 奈良市指令整開 第22A-16-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和5年6月15日 第1847号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池南八丁目915番2の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市学園南一丁目6番11号

奈良シティ建設株式会社 代表取締役 金澤 俊夫

(令和5年6月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第35号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和5年6月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和5年6月15日

| 下水を排除及び下水を処理すべき区域 | 排水施設の位置 | 排水施設の合流式又は分流式の別 | 終末処理場の位置及び名称 |
|-------------------|---------|-----------------|----------------------------|
| 杏町544の一部 | ① | 分流 | 大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター |
| あやめ池北一丁目1552-1他 | ② | 分流 | |
| 法蓮町378-1他 | ③ | 分流 | |
| あやめ池南四丁目1478-31 | ④ | 分流 | |
| 平松五丁目680-4他 | ⑤ | 分流 | |
| 中山町1147-1 | ⑥ | 分流 | |
| 三碓四丁目66-1 | ⑦ | 分流 | |
| 法蓮町2016-57の一部 | ⑧ | 分流 | |
| 古市町494-1 | ⑨ | 分流 | |
| 大和田町32-2 | ⑩ | 分流 | |

位置図省略

(令和5年6月1日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第25号

令和5年6月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和5年6月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

50分の1の数 5,985人

6分の1の数 49,869人

3分の1の数 99,737人

(令和5年6月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次のとおり公表します。

令和5年6月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植田 茂

1 選挙人名簿の抄本の閲覧

(1) 選挙人名簿の抄本の閲覧

| 閲覧の年月日 | 申出者の氏名等 | 利用目的の概要 | 閲覧に係る選挙人の範囲 |
|--------------------|---|--------------------|---|
| 令和4年4月15日 | 東京都千代田区 大手町1-7-1 読売新聞東京本 社編集局世論調 査部世論調査部 長 湯本 浩司 | 政治・選挙に関する 世論調査 | 南京終町の選挙人15件、南京終町二丁目の 選挙人5件、南京終町三丁目の選挙人10件 及び南京終町四丁目の選挙人15件 |
| 令和4年4月20日及 び22日 | 北村 拓哉 | 後援会名簿の作成 | 高畑町第4投票区の選挙人1,260件、西紀 寺町の選挙人135件、東紀寺町二丁目の選 挙人259件、東紀寺町三丁目の選挙人496 件、中辻町の選挙人514件、白毫寺町の選 挙人591件、及び南紀寺町1丁目の選挙人74 件 |
| 令和4年4月21日 | 山口 裕司 | 後援会名簿の作成 | 左京一丁目の選挙人15件、左京二丁目の選 挙人55件、左京三丁目の選挙人20件、朱雀 二丁目の選挙人97件、朱雀四丁目の選挙人 81件及び朱雀五丁目の選挙人51件 |
| 令和4年5月10日及 び11日 | 大阪府中央区備 後町2-4-9 日本 | 「県民アンケート調 査」の送付 | 第1投票区から第102投票区の選挙人各18 名 |

| | | | |
|-----------|--|--------------------------------|--|
| | 精化ビル6階 株式会社エム・アールビジネス代表取締役 榎谷忠則 | | |
| 令和4年5月19日 | 山口 裕司 | 後援会名簿の作成 | 左京一丁目の選挙人 109 件、左京二丁目の選挙人 90 件、左京三丁目の選挙人 76 件、左京四丁目の選挙人 34 件、左京五丁目の選挙人 55 件、及び朱雀五丁目の選挙人 38 件 |
| 令和4年5月20日 | 井上 昌弘 | 後援会名簿の作成 | 芝辻町一丁目の選挙人 91 件、芝辻町二丁目の選挙人 203 件、芝辻町三丁目の選挙人 133 件、及び芝辻町四丁目の選挙人 185 件 |
| 令和4年5月31日 | 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号 一般社団法人新情報センター事務局長 山本恭久 | 総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため | 東九条町の選挙人 48 件、及び西九条町、中登美ヶ丘一丁目の選挙人各 50 件 |
| 令和4年7月22日 | 丹羽 功 | 選挙に対する意識調査 | 今小路町の選挙人 13 件、押上町の選挙人 4 件、春日野町の選挙人 4 件、川上町の選挙人 32 件、川久保町の選挙人 6 件、北半田東町の選挙人 2 件、北御門町の選挙人 4 件、芝辻町の選挙人 4 件、水門町の選挙人 6 件、雑司町の選挙人 21 件、手貝町の選挙人 6 件、中ノ川町の選挙人 1 件、中御門町の選挙人 4 件、登大路町の選挙人 1 件、東包永町の選挙人 9 件、東笹鉾町の選挙人 6 件、南半田東町の選挙人 2 件、油留木町の選挙人 2 件、西大寺国見町一丁目の選挙人 77 件、西大寺国見町二丁目の選挙人 31 件、西大寺小坊町の選挙人 18 件、西大寺芝町一丁目の選挙人 25 件、西大寺芝町二丁目の選挙人 9 件、池田町の選挙人 5 件、今市町の選挙人 38 件、窪之庄町の選挙人 18 件、柴屋町の選挙人 4 件、田中町の選挙人 24 件、山町の選挙人 28 件、藤原町の選挙人 18 件、古市町の選挙人 93 件、八島町の選挙人 7 件、鹿野園町の選挙人 17 件、東九条町の選挙人 29 件、押小路町の選挙人 1 件、北魚屋東町の選挙人 1 件、北川端町の選挙人 5 件、北半田中町の選挙人 3 件、北半田西町の選挙人 2 件、北袋町の選挙人 9 件、後藤町の選挙人 3 件、宿院町の選挙人 1 件、多門町の選挙人 5 件、中筋町の選挙人 3 件、鍋屋町の選挙人 5 件、西包永町の選挙人 8 件、西笹鉾町の選挙人 18 件、花芝町の選挙人 4 件、半田突抜町の選挙人 1 件、半 |

| | | | |
|----------------|--|-------------------|---|
| | | | <p>田横町の選挙人4件、東向北町の選挙人3件、坊屋敷町の選挙人3件、法蓮町の選挙人1件、大豆山町の選挙人2件、大豆山突抜町の選挙人4件、南半田中町の選挙人3件、南半田西町の選挙人3件、柏木町の選挙人14件、五条二丁目の選挙人24件、五条町の選挙人19件、西ノ京町の選挙人26件、六条一丁目の選挙人34件、六条町の選挙人20件、大安寺一丁目の選挙人20件、大安寺二丁目24件、大安寺三丁目の選挙人29件、大安寺四丁目の選挙人22件、大安寺五丁目の選挙人25件、大安寺六丁目の選挙人30件、大安寺七丁目の選挙人26件、東九条町の選挙人84件、秋篠町の選挙人17件、押熊町の選挙人5件、神功一丁目の選挙人38件、油阪地方町7件、油阪町の選挙人11件、今辻子町の選挙人5件、大宮町一丁目の選挙人54件、三条町の選挙人52件、下三条町の選挙人7件、秋篠早月町の選挙人33件、西大寺栄町の選挙人15件、西大寺新町一丁目の選挙人43件、西大寺新町二丁目の選挙人15件、西大寺東町一丁目の選挙人33件、西大寺東町二丁目の選挙人1件、邑地町の選挙人9件、須川町の選挙人12件、大淵町の選挙人8件、鶴舞西町の選挙人69件、登美ヶ丘一丁目の選挙人8件、登美ヶ丘二丁目の選挙人9件、登美ヶ丘三丁目の選挙人17件、登美ヶ丘四丁目の選挙人15件、中山町西一丁目の選挙人13件、及び西登美ヶ丘一丁目の選挙人1件</p> |
| 令和4年7月26日 | 東京都荒川区西日暮里2-40-10株式会社サーベイリサーチセンター代表取締役 藤澤 士朗 | 時事問題調査「日本の世論2022」 | <p>大倭町の選挙人1件、菅野台の選挙人2件、藤ノ木台一丁目の選挙人3件、藤ノ木台二丁目、藤ノ木台三丁目の選挙人各2件、及び藤ノ木台四丁目の選挙人1件</p> |
| 令和4年8月22日 | 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル株式会社日経リサーチ代表取締役社長 新藤 政史 | 政治、選挙に関する世論調査 | <p>右京二丁目の選挙人16件</p> |
| 令和4年8月26日及び29日 | 白川 健太郎 | 後援会名簿の作成 | <p>六条一丁目の選挙人315件、六条二丁目の選挙人320件、青垣台一丁目の選挙人6件、青垣台二丁目の選挙人13件、青垣台三丁目の選挙人4件、六条緑町一丁目の選挙人16件、六条緑町二丁目の選挙人22件、及び六</p> |

| | | | |
|--------------------------|--|---|---|
| | | | 条緑町三丁目の選挙人 13 件 |
| 令和4年9月9日、 12日及び13日 | 福岡県北九州市 小倉北区堺町 1-2-16 株式会社日本統計センター代表 取締役 清水誠 | 奈良県から受託した 「高齢者の生活・介護に関する県民意識調査」の対象者抽出のため | 市内全投票区選挙人 976 件 |
| 令和4年9月21日 | 東京都港区新橋 1-7-1 一般社団法人 共同通信社社長 水谷 享 | 世論調査の対象者抽出のため | 西大寺新池町の選挙人 11 件、西大寺高塚町の選挙人 1 件、学園新田町の選挙人 2 件、学園緑ヶ丘一丁目の選挙人 7 件、学園緑ヶ丘二丁目の選挙人 3 件、高畑町の選挙人 6 件、東紀寺町一丁目の選挙人 6 件、学園大和町一丁目の選挙人 11 件、学園大和町二丁目の選挙人 1 件、大安寺一丁目の選挙人 3 件、大安寺二丁目の選挙人 6 件、大安寺三丁目の選挙人 3 件、西大寺国見町一丁目の選挙人 1 件、西大寺国見町二丁目の選挙人 11 件、油阪町の選挙人 2 件、今辻子町の選挙人 3 件、及び大宮町一丁目の選挙人 7 件 |
| 令和4年9月28日 | 白川 健太郎 | 後援会名簿の作成 | 六条西一丁目の選挙人 67 件、六条西二丁目の選挙人 47 件、六条西三丁目の選挙人 21 件、六条西六丁目の選挙人 18 件、及び五条西一丁目の選挙人 45 件 |
| 令和4年9月20日、 30日及び10月4日 | 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-30 株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所 大阪事務所長 中村 光明 | 奈良県から受託した 「なら長寿基本計画」にかかる調査の対象者抽出のため | 東之阪町の選挙人 20 件、川上町の選挙人 42 件、興善院町の選挙人 3 件、奈良阪町の選挙人 49 件、般若寺町の選挙人 7 件、高畑町の選挙人 100 件、白毫寺町の選挙人 31 件、肘塚町の選挙人 1 件、北京終町の選挙人 3 件、京終地方西側町の選挙人 1 件、京終地方東側町の選挙人 2 件、中辻町の選挙人 8 件、西木辻町の選挙人 2 件、南肘塚町の選挙人 7 件、肘塚町の選挙人 20 件、南京終町の選挙人 7 件、南京終町一丁目の選挙人 9 件、北川端町、北半田中町の選挙人各 2 件、北半田西町の選挙人 1 件、北袋町の選挙人 5 件、後藤町、中筋町、鍋屋町、半田突抜町の選挙人各 2 件、半田横町の選挙人 4 件、多門町、東向北町、坊屋敷町、大豆山町の選挙人各 3 件、大豆山突抜町の選挙人 5 件、西包永町の選挙人 6 件、西笹鉾町の選挙人 11 件、花芝町の選挙人 3 件、法蓮町の選挙人 49 件、奈保町の選挙人 6 件、半田開町の選挙人 1 件、法蓮佐保山一丁目の選挙人 4 件、大宮町三丁目の選挙人 36 件、大宮町四丁目の選挙人 24 件、池之町の選挙人 1 件、今御門町の選挙人 3 件、鶴町の選挙人 6 件、元林院町、公納堂 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>町、光明院町、芝新屋町の選挙人各2件、芝突抜町の選挙人1件、下御門町の選挙人3件、勝南院町、高御門町の選挙人各4件、中院町、鶴福院町、中新屋町、西寺林町の選挙人各3件、西新屋町の選挙人4件、納院町の選挙人2件、橋本町の選挙人1件、佐紀町の選挙人40件、五条町の選挙人8件、西ノ京町の選挙人13件、六条一丁目の選挙人18件、六条町の選挙人4件、柏木町の選挙人6件、五条二丁目の選挙人11件、秋篠町の選挙人60件、菅原町の選挙人30件、西大寺国見町三丁目の選挙人9件、西大寺新池町の選挙人61件、青野町の選挙人2件、青野町一丁目の選挙人11件、青野町二丁目の選挙人7件、佐紀町の選挙人5件、二条一丁目の選挙人8件、二条二丁目の選挙人7件、あやめ池北一丁目の選挙人19件、あやめ池北二丁目の選挙人14件、あやめ池北三丁目の選挙人21件、あやめ池南一丁目の選挙人6件、鶴舞西町の選挙人86件、西大寺栄町の選挙人9件、西大寺新町一丁目の選挙人21件、西大寺新町二丁目の選挙人7件、西大寺東町の選挙人6件、秋篠早月町の選挙人17件、学園大和町六丁目の選挙人51件、学園中五丁目の選挙人9件、中町の選挙人27件、大和田町の選挙人14件、石木町の選挙人19件、鶴舞東町の選挙人14件、押熊町の選挙人60件、杏町の選挙人60件、今市町の選挙人45件、池田町の選挙人5件、北椿尾町の選挙人32件、南椿尾町の選挙人8件、古市町の選挙人60件、邑地町の選挙人60件、田原春日野町の選挙人4件、長谷町の選挙人5件、中貫町の選挙人1件、中之庄町の選挙人5件、日笠町の選挙人5件、南田原町の選挙人4件、茗荷町の選挙人6件、矢田原町の選挙人10件、大野町の選挙人1件、沓掛町の選挙人4件、此瀬町の選挙人3件、須山町の選挙人2件、誓多林町の選挙人4件、柚ノ川町の選挙人6件、窪之庄町の選挙人10件、水間町の選挙人50件、別所町の選挙人10件、大柳生町の選挙人36件、阪原町の選挙人24件、狭川東町の選挙人7件、狭川西町の選挙人8件、下狭川町の選挙人29件、忍辱山町の選挙人26件、大平尾町の選挙人30件、大慈仙町の選挙人4件、須川町の選挙人31件、大湊町の選挙人20件、北村町の選挙人13件、園田町の選挙人1件、南庄町の選挙人15件、西狭川町の選挙人10件、広岡町</p> |
|--|--|--|--|

| | | | |
|----------------------|---|--|--|
| | | | <p>の選挙人6件、秋篠三和町一丁目、秋篠三和町二丁目の選挙人各27件、秋篠新町の選挙人6件、右京二丁目の選挙人60件、平清水町の選挙人8件、生流里町の選挙人12件、五条三丁目の選挙人60件、学園赤松町の選挙人14件、松陽台三丁目の選挙人36件、松陽台四丁目の選挙人20件、東九条町の選挙人60件、大倭町の選挙人10件、菅野台の選挙人30件、大森西町、朱雀一丁目の選挙人各60件、青山一丁目の選挙人57件、青山二丁目の選挙人3件、朝日町一丁目の選挙人50件、朝日町二丁目の選挙人10件、佐保台一丁目の選挙人29件、佐保台二丁目の選挙人31件、左京一丁目の選挙人60件、都祁甲岡町の選挙人14件、都祁南之庄町の選挙人46件、月ヶ瀬尾山の選挙人68件、月ヶ瀬嵩の選挙人12件、月ヶ瀬月瀬の選挙人40件、都祁白石町、針ヶ別所町、上深川町、針町の選挙人各60件、及び都祁馬場町の選挙人33件</p> |
| <p>令和4年10月6日及び7日</p> | <p>大阪市中央区備後町2-4-9日本精化ビル6階株式会社エム・アールビジネス代表取締役 榎谷忠則</p> | <p>奈良県から受託した「配偶者等からの暴力に関する調査」の対象者抽出のため</p> | <p>奈良阪町、東之阪町、川上町、高畑町、紀寺町、中辻町、南京終町一丁目の選挙人各15件、後藤町の選挙人5件、多門町の選挙人10件、芝辻町、法華寺町、大宮町一丁目の選挙人各15件、小西町の選挙人14件、高天町の選挙人1件、尼辻中町、歌姫町、中山町、西大寺国見町一丁目、学園南一丁目、平松二丁目、富雄北三丁目、鳥見町二丁目、大安寺二丁目、杏町、神殿町の選挙人各15件、高樋町の選挙人4件、中畑町の選挙人11件、六条三丁目、古市町、五条西一丁目の選挙人各15件、大保町の選挙人9件、興ヶ原町の選挙人6件、北野山町の選挙人4件、丹生町の選挙人11件、大慈仙町の選挙人8件、忍辱山町の選挙人7件、須川町の選挙人15件、中ノ川町の選挙人9件、東鳴川町の選挙人4件、法用町の選挙人2件、学園大和町一丁目、中登美ヶ丘一丁目の選挙人各15件、南京終町の選挙人14件、南京終町二丁目の選挙人1件、神功五丁目、横井二丁目の選挙人各15件、北登美ヶ丘五丁目の選挙人7件、北登美ヶ丘六丁目の選挙人8件、桂木町、藤ノ木台一丁目の選挙人各15件、帝塚山南一丁目の選挙人12件、帝塚山南二丁目の選挙人3件、三条大宮町、学園緑ヶ丘一丁目、松陽台一丁目、千代ヶ丘一丁目、七条一丁目、芝辻町三丁目、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野、都祁こぶしが丘、蘭生町、小倉</p> |

| | | | |
|-------------------------|---|------------------------------------|---|
| | | | 町、上深川町の選挙人各15件、及び荻町の選挙人15件 |
| 令和4年10月14日 | 東京都千代田区 大手町1-7-1 読売新聞東京本社 編集局世論調査部 世論調査部長 湯本浩司 | 世論調査の対象者抽出のため | 北永井町の選挙人12件、北之庄町の選挙人5件、北之庄西町の選挙人2件、及び神殿町の選挙人26件 |
| 令和4年10月17日 | 東京都中央区築地5-3-2 朝日新聞東京本社 世論調査部長 宮崎 太介 | 世論調査の対象者抽出のため | 東九条町の選挙人11件 |
| 令和4年10月20日 | 大阪府大阪市北区天満橋1-8-30 株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所 大阪事務所長 中村 光明 | 奈良県から受託した「なら長寿基本計画」にかかる調査の対象者抽出のため | 今小路町の選挙人8件、今在家町の選挙人4件、及び押上町の選挙人3件 |
| 令和4年10月26日 | 白川 健太郎 | 後援会名簿の作成 | 六条一丁目の選挙人85件、及び六条二丁目の選挙人171件 |
| 令和4年10月11日、12日、21日及び28日 | 北村 拓哉 | 後援会名簿の作成 | 油阪地方町の選挙人130件、今御門町の選挙人67件、柳町の選挙人101件、南袋町の選挙人108件、芝新屋町の選挙人26件、小太郎町の選挙人43件、南新町の選挙人249件、陰陽町の選挙人31件、井上町の選挙人52件、池之町の選挙人18件、阿字万字町の選挙人13件、南城戸町の選挙人155件、瓦堂町の選挙人203件、南魚屋町の選挙人196件、鳴川町の選挙人51件、西新屋町の選挙人67件、小西町の選挙人267件、三条町の選挙人638件、勝南院町の選挙人62件、下御門町の選挙人57件、下三条町の選挙人179件、漢国町の選挙人64件、北室町の選挙人82件、宿院町の選挙人14件、鶴町の選挙人113件、光明院町の選挙人27件、北向町の選挙人48件、北風呂町の選挙人40件、元林院町の選挙人27件、奥子守町の選挙人67件、小川町の選挙人41件、上三条町の選挙人34件、鍋屋町の選挙人101件、西城戸町の選挙人49件、登大路町の選挙人64件、寺町の選挙人73件、角振新屋町の選挙人141件、中新屋町の選挙人59件、中筋町の選挙人67件、鶴福院町の選挙人55件、角振町の選挙人60件、中院町の選挙人45件、椿井町 |

| | | | |
|-----------------|--|------------------------------------|---|
| | | | の選挙人82件、今辻子町の選挙人97件、樽井町の選挙人9件、高天町の選挙人42件、高御門町の選挙人67件、脇戸町の選挙人44件、大豆山突抜町の選挙人82件、大豆山町の選挙人34件、坊屋敷町の選挙人52件、東城戸町の選挙人273件、本子守町の選挙人20件、不審ヶ辻子町の選挙人30件、南市町の選挙人67件、東向南町の選挙人25件、東向北町の選挙人54件、東向中町の選挙人23件、林小路町の選挙人62件、東寺林町の選挙人50件、馬場町の選挙人4件、花芝町の選挙人73件、橋本町の選挙人52件、西御門町の選挙人11件、及び西寺林町の選挙人52件 |
| 令和4年11月1日及び7日 | 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号 一般社団法人新情報センター事務局長 山本恭久 | 総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため | 西大寺北町一丁目、神功一丁目、四条大路一丁目の選挙人各50件、及び藤原町の選挙人45件 |
| 令和4年11月8日 | 白川 健太郎 | 後援会名簿の作成 | 五条西一丁目の選挙人91件、五条西二丁目の選挙人18件、菅野台の選挙人66件、赤膚町の選挙人71件、及び中町の選挙人75件 |
| 令和4年11月10日及び17日 | 北村 拓哉 | 後援会名簿の作成 | 大森西町の選挙人573件、中町の選挙人802件、南風呂町の選挙人43件、餅飯殿町の選挙人129件、東木辻町の選挙人151件、花園町の選挙人43件、南紀寺二丁目の選挙人162件、南紀寺町三丁目の選挙人27件、及び南肘塚町の選挙人345件 |
| 令和4年11月16日及び18日 | 白川 健太郎 | 後援会名簿の作成 | 平松一丁目の選挙人313件、平松四丁目の選挙人103件、五条一丁目の選挙人58件、五条二丁目の選挙人110件、六条一丁目の選挙人68件、及び六条二丁目の選挙人84件 |
| 令和4年11月11日及び24日 | 榊井 隆志 | 後援会名簿の作成 | 秋篠町の選挙人1,411件、あやめ池南一丁目の選挙人770件、あやめ池南二丁目の選挙人650件、あやめ池南三丁目の選挙人120件、及びあやめ池南四丁目の選挙人80件 |
| 令和4年11月25日 | 山口 裕司 | 後援会名簿の作成 | 佐保台二丁目の選挙人53件、左京一丁目の選挙人38件、及び左京二丁目の選挙人113件 |
| 令和4年11月29日 | 東京都墨田区江東橋4-26-5 株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 杉原 領治 | 「ライフスタイルの形成と社会意識に関する調査」の調査対象者抽出のため | 学園中三丁目、桂木町、及び学園南一丁目の選挙人各6件 |

| | | | |
|---------------------------|---|--|--|
| 令和4年12月7日 | 榊井 隆志 | 後援会名簿の作成 | 青野町の選挙人 81 件、青野町一丁目の選挙人 200 件、あやめ池南三丁目の選挙人 558 件、あやめ池南四丁目の選挙人 401 件、及び秋篠町の選挙人 460 件 |
| 令和4年12月8日 | 山口 裕司 | 後援会名簿の作成 | 左京一丁目の選挙人 13 件、左京三丁目の選挙人 491 件、左京四丁目の選挙人 16 件、左京五丁目の選挙人 25 件、及び左京六丁目の選挙人 5 件 |
| 令和4年12月12日 | 永田 恒 | 後援会名簿の作成 | 西大寺赤田町一丁目の選挙人 97 件、西大寺赤田町二丁目の選挙人 146 件、西大寺北町一丁目の選挙人 57 件、西大寺北町二丁目の選挙人 38 件、西大寺北町三丁目の選挙人 25 件、西大寺北町四丁目の選挙人 85 件、西大寺国見町三丁目の選挙人 102 件、西大寺国見町一丁目の選挙人 247 件、及び西大寺国見町二丁目の選挙人 210 件 |
| 令和4年12月14日 | 白川 健太郎 | 後援会名簿の作成 | 藤ノ木台一丁目の選挙人 124 件、及び五条畑一丁目の選挙人 94 件 |
| 令和4年12月15日 | 北村 拓哉 | 後援会名簿の作成 | 南肘塚町の選挙人 16 件、南紀寺町三丁目の選挙人 141 件、南紀寺町四丁目の選挙人 306 件、南紀寺町五丁目の選挙人 193 件、及び三条町の選挙人 410 件 |
| 令和4年12月21日 | 大阪府大阪市北区天満橋1-8-30 株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所 長 中村 光明 | 「大阪大都市圏住民の地域と暮らしにする調査 2003 春」に伴う対象者抽出のため | 平松一丁目の選挙人 40 件、中登美ヶ丘一丁目の選挙人 40 件、及び朱雀五丁目の選挙人 40 件 |
| 令和4年12月22日 | 永田 恒 | 後援会名簿の作成 | 西大寺小坊町の選挙人 69 件、西大寺芝町一丁目の選挙人 122 件、西大寺芝町二丁目の選挙人 110 件、西大寺新田町の選挙人 86 件、西大寺町の選挙人 19 件、西大寺野神町二丁目の選挙人 70 件、西大寺南町の選挙人 13 件、西大寺国見町三丁目の選挙人 91 件、西大寺栄町の選挙人 3 件、西大寺新町一丁目の選挙人 85 件、西大寺新町二丁目の選挙人 90 件、西大寺東町一丁目の選挙人 52 件、西大寺東町二丁目の選挙人 10 件、西大寺本町の選挙人 55 件、西大寺高塚町の選挙人 73 件、西大寺新池町の選挙人 128 件、及び西大寺宝ヶ丘の選挙人 75 件 |
| 令和4年12月26日、27日及び令和5年1月13日 | 永田 恒 | 後援会名簿の作成 | 西大寺竜王町一丁目の選挙人 92 件、菅原東一丁目の選挙人 127 件、菅原東二丁目の選挙人 156 件、青野町の選挙人 32 件、青野町一丁目の選挙人 95 件、青野町二丁目の選挙人 55 件、若葉台一丁目の選挙人 109 件、若葉台二丁目の選挙人 142 件、若葉台三丁目 |

| | | | |
|--------------------------------|--|--------------------------------|--|
| | | | の選挙人 135 件、若葉台四丁目の選挙人 94 件、疋田町の選挙人 240 件、疋田町一丁目の選挙人 84 件、疋田町二丁目の選挙人 117 件、疋田町三丁目の選挙人 121 件、疋田町四丁目の選挙人 49 件、疋田町五丁目の選挙人 195 件、二条町一丁目の選挙人 58 件、二条町二丁目の選挙人 70 件、二条町三丁目の選挙人 70 件、あやめ池南一丁目の選挙人 141 件、あやめ池南二丁目の選挙人 55 件、あやめ池南三丁目の選挙人 84 件、あやめ池南四丁目の選挙人 168 件、及びあやめ池南五丁目の選挙人 179 件 |
| 令和5年1月13日及び19日 | 永田 恒 | 後援会名簿の作成 | あやめ池南六丁目の選挙人 103 件、あやめ池南七丁目の選挙人 299 件、あやめ池南八丁目の選挙人 118 件、あやめ池北一丁目の選挙人 233 件、あやめ池北二丁目の選挙人 97 件、あやめ池北三丁目の選挙人 293 件、秋篠新町の選挙人 69 件、秋篠三和町一丁目の選挙人 137 件、秋篠三和町二丁目の選挙人 142 件、及び秋篠早月町の選挙人 102 件 |
| 令和5年1月18日及び20日 | 星川 大地 | 後援会名簿の作成 | 第11投票区の選挙人 721 件、及び第12投票区の選挙人 742 件 |
| 令和5年1月25日及び31日 | 榊井 隆志 | 後援会名簿の作成 | 中山町の選挙人 460 件、秋篠町の選挙人 680 件、青野町一丁目の選挙人 288 件、青野町二丁目の選挙人 217 件、あやめ池南五丁目の選挙人 557 件、及び学園南三丁目の選挙人 656 件 |
| 令和5年2月3日及び7日 | 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号 一般社団法人新情報センター事務局長 山本恭久 | 総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出のため | 二条町二丁目の選挙人 1 件、二条町三丁目の選挙人 49 件、六条三丁目の選挙人 50 件、西大寺赤田町一丁目の選挙人 24 件、西大寺宝ヶ丘の選挙人 26 件、疋田町の選挙人 2 件、疋田町三丁目の選挙人 47 件、疋田町五丁目の選挙人 1 件、及び右京二丁目の選挙人 50 件 |
| 令和5年1月11日、12日、2月6日、9日、13日及び16日 | 松木 秀一郎 | 選挙ハガキ用名簿の作成 | 学園北一丁目の選挙人 160 件、学園北二丁目の選挙人 267 件、学園中一丁目の選挙人 55 件、学園中二丁目の選挙人 72 件、学園朝日町の選挙人 813 件、学園中三丁目の選挙人 245 件、学園南一丁目の選挙人 303 件、及び学園南二丁目の選挙人 114 件 |
| 令和5年2月27日 | 東京都中央区銀座5丁目15番8号 一般社団法人中央調査社会長 境 克彦 | 「時事世論調査」実施のための対象者抽出のため | 鳥見町一丁目の選挙人 40 件、鳥見町二丁目の選挙人 59 件、及び鳥見町三丁目の選挙人 9 件 |
| 令和5年3月17日及び | 堀田 美恵子 | 後援会名簿の作成 | 秋篠町の選挙人 7 件、神功一丁目の選挙人 3 |

| | | | |
|------|--|--|--|
| び20日 | | | 件、神功二丁目の選挙人7件、神功三丁目の選挙人11件、神功四丁目の選挙人9件、神功五丁目の選挙人7件、神功六丁目の選挙人14件、あやめ池北一丁目の選挙人5件、あやめ池北二丁目の選挙人4件、あやめ池北三丁目の選挙人15件、あやめ池南一丁目の選挙人9件、あやめ池南二丁目の選挙人10件、あやめ池南三丁目の選挙人9件、あやめ池南四丁目の選挙人4件、あやめ池南五丁目の選挙人5件、あやめ池南六丁目の選挙人19件、あやめ池南七丁目の選挙人17件、あやめ池南八丁目の選挙人9件、右京二丁目の選挙人12件、右京三丁目の選挙人7件、右京四丁目の選挙人3件、右京五丁目の選挙人7件、左京一丁目の選挙人13件、左京二丁目の選挙人18件、左京三丁目の選挙人15件、左京四丁目の選挙人6件、左京五丁目の選挙人3件、秋篠早月町の選挙人7件、西大寺栄町の選挙人3件、西大寺新町一丁目の選挙人13件、西大寺新町二丁目の選挙人5件、西大寺東町一丁目の選挙人11件、西大寺本町の選挙人10件、朱雀一丁目の選挙人9件、朱雀二丁目の選挙人6件、朱雀三丁目の選挙人15件、朱雀四丁目の選挙人14件、朱雀五丁目の選挙人9件、朱雀六丁目の選挙人16件、学園朝日町の選挙人35件、学園朝日元町一丁目の選挙人10件、学園朝日元町二丁目の選挙人11件、学園北一丁目の選挙人4件、学園北二丁目の選挙人12件、学園中二丁目の選挙人2件、学園中三丁目の選挙人9件、学園中四丁目の選挙人1件、学園南一丁目の選挙人10件、学園南二丁目の選挙人12件、学園南三丁目の選挙人8件、富雄川西一丁目の選挙人10件、富雄川西二丁目の選挙人30件、富雄北一丁目の選挙人32件、富雄北二丁目の選挙人25件、富雄北三丁目の選挙人48件、富雄元町一丁目の選挙人38件、二名二丁目の選挙人4件、三松一丁目の選挙人5件、百楽園一丁目の選挙人13件、学園大和町六丁目の選挙人60件、学園中五丁目の選挙人31件、帝塚山一丁目の選挙人20件、帝塚山二丁目の選挙人14件、帝塚山四丁目の選挙人4件、帝塚山五丁目の選挙人2件、帝塚山六丁目の選挙人2件、富雄元町三丁目の選挙人2件、富雄元町四丁目の選挙人13件、三碓一丁目の選挙人7件、三碓二丁目の選挙人5件、三碓三丁目の選挙人9件、三碓四丁目の選挙人2件、三 |
|------|--|--|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | 碓五丁目の選挙人40件、三碓六丁目の選挙人6件、鳥見町一丁目の選挙人13件、鳥見町二丁目の選挙人20件、鳥見町三丁目の選挙人23件、鳥見町四丁目の選挙人12件、及び三碓町の選挙人10件 |
|--|--|--|--|

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧
該当なし

(令和5年6月1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第7号

奈良市農業委員会令和5年6月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和5年6月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和5年6月14日(水) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟2階 202会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (7) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (9) 知事許可について

(令和5年6月7日揭示済)

正 誤 表

令和5年6月1日付け奈良市公報第97号

| ページ | 誤 | 正 |
|-----|---------|---------|
| 1 | 支援事業所 | 支援事業者 |
| 1 | サービス事業所 | サービス事業者 |
| 7 | 支援事業所 | 支援事業者 |
| 8 | サービス事業所 | サービス事業者 |